

令和6年12月から新たな医療費助成事業が始まります。

第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、
被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まります。

1. 事業の概要

➤ 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）

- ①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患 ②遺伝性疾病 ③先天性疾病
- ④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

➤ 事業の対象者

- ・**11種類の障害を伴う疾病にり患している方が対象です**
- ・**受給者証の交付申請をしていただく必要があります**

※11種類の障害（代表的な疾病）

- ①造血機能障害 ②肝臓機能障害 ③細胞増殖機能障害 ④内分泌腺機能障害
（鉄欠乏性貧血など） （肝硬変など） （悪性新生物など） （糖尿病など）
- ⑤脳血管障害 ⑥循環器機能障害 ⑦腎臓機能障害 ⑧水晶体混濁による視機能障害
（くも膜下出血など） （高血圧性心疾患など） （慢性腎不全など） （白内障など）
- ⑨呼吸器機能障害 ⑩運動器機能障害 ⑪潰瘍による消化器機能障害
（肺気腫など） （変形性関節症など） （胃潰瘍など）

※受給者証

- ・第二種健康診断特例区域医療受給者証を
新たに交付します
- ・長崎市（長崎県）にて申請内容の審査の上、
郵送します。
- ・有効期限はありません（更新は不要です）

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

2. 申請までの流れ

新事業が対象とする11種類の障害を伴う疾病の有無

ある

ない

【新事業】

新受給者証
(第二種健康診断特例区域
医療受給者証)

被爆体験者
精神医療受給者証

交付を
希望

引き続きご利用いただけます。

※年1回以上の精神科受診は不要になります。(令和6年12月から)

- ①かかりつけの医療機関において、11疾病に罹患していることがわかる所定の診断書を作成。
※診断書作成費用は自己負担です
- ②所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の3点を長崎市（長崎県）へ提出 ※令和6年12月1日より申請受付を開始します
- ③長崎市（長崎県）から受給者証を交付（郵送します）
※申請から交付まで、およそ1～2か月ほどかかる場合があります
- ④新受給者証が届くまでの間は、現在ご利用中の受給者証を医療機関の窓口にて提示。
令和6年度内に受給者証の申請をいただいた方は、12月1日～受給者証が届くまでの間の医療費の自己負担分を、長崎市（長崎県）へ請求できます。
医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、領収書の保管をお願いいたします。

3. 被爆体験者精神影響等調査研究事業の変更点について

- ・令和6年12月1日から、年1回以上の精神科受診が不要になります。
※やむを得ない理由により、どうしても精神科を受診出来ない場合に必要だった、かかりつけ医によるフォローアップシートの提出も不要となります。

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎市 原爆被爆対策部 調査課
拡大地域支援係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1290

(担当区域)

長崎市内、北海道・東北・関東・中部・近畿地方

長崎県 福祉保健部
原爆被爆者援護課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-895-2475

(担当区域)

長崎県内（長崎市外）九州・中国・四国地方

(令和6年11月12日)